2025年 纪 0交通安全市民運動 宗证等铜

一宮市·一宮市交通安全都市推進協議会



期間

2025年9月21日(日)から9月30日(火)までの10日間

※ 市内一斉啓発日は 9月26日(金)

当日は、午前7時50分から8時20分まで、尾張一宮駅前及びコンコースにて交通安全街頭啓発活動を実施します。

目的



秋は、日の入り時刻が急激に早まり、運転者から歩行者や自転車の動きが見えづらくなる夕暮れ時と、仕事や学校からの帰宅時間帯とが重なるため、歩行者や自転車利用者が被害に遭う交通事故の危険性が高まります。特に、夕暮れ時から夜間にかけて重大事故が多く発生しべいます。

また、歩行中や自転車乗車中の交通事故による死者数のうち、65 歳以上の高齢者の占める割合が高くなっています。一方で、歩行者、自転車利用者の事故の中には、歩行者、自転車利用者側の法令違反が認められるケースがあり、交通ルール遵守の徹底が課題となっています。

そこで、秋の交通安全市民運動を下記の運動の重点により一宮市民総ぐるみで展開し、市民一人一人の交通安全意識を高めるとともに、安全運転や安全行動の実践を通じて交通事故の防止を図ります。

運動の重点

- 1 歩行者の安全な道路横断方法の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- 2 ながらスマホや飲酒運転の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- 3 自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進
- 4 家庭から交通安全の輪をひろげよう

2025年 広報重点

◆運転者へ

「ただいまと 今日もわが家に 咲く笑顔」

◆歩行者へ

「スマホより 命の安全 みぎひだり」

◆自転車利用者へ

「自転車は 大人もこどもも ヘルメット」

年間スローガン





サブスローガン

実践しよう 交通安全 エス スリーS運動 Stop (ストップ)

赤信号は確実にストップ

一時停止場所では自転車もストップ、飲酒運転をストップ

Slow (スロー)

こどもや高齢者を見かけたら速度を落とすスローな運転 見通しが悪い交差点では徐行運転

Smart (スマート)

全ての人に対して思いやりをもったスマートな運転 運転中はスマートフォンを絶対使用しないスマートな運転

運動の重点施策

一宮市および一宮市交通安全都市推進協議会の各実施機関・団体は、運動の重点をふまえた具体的な 実施計画を策定し、主体的な活動を推進します。

■重点1 歩行者の安全な道路横断方法の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

- 1 横断歩道外横断や走行車両の直前直後横断など、歩行者側にも 法令違反が認められる交通事故実態の周知を図る取組を推進する。
- 2 手を挙げることで運転者に対して横断する意思を明確に伝え、 安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認 し、横断歩道手前で止まったドライバーに会釈をするなど感謝を伝 える「ハンド・アップ運動」の実践等を促す取組を推進する。
- 3 高齢歩行者が当事者となる交通事故の特徴をふまえ、高齢者自身が加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を 実践するための交通安全教育等を推進する。
- 4 反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の衣服の視覚効果の 周知と自発的な着用を促す取組を推進する。

夜間は反射材を 身につけよう



■重点2 ながらスマホや飲酒運転の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

- 1 運転中のスマートフォン等の通話や注視の危険性についての広報 啓発を推進する。
- 2 飲酒運転を許さない社会環境を醸成するため、「飲酒運転四(し) ない運動」を徹底する。
- 3 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認 を推進する。
- 4 夕暮れ時における早めのライト点灯を促す「ライト・オン運動」の 取組を推進する。
- 5 夜間の対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの活用を 促す取組を推進する。

飲酒運転四ない運動

運転するなら 酒を飲まない 酒を飲んだら 運転 しない 運転する人に 酒をすすめない 酒を飲んだ人に 運転させない



■重点3 自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

- 1 令和8年4月1日から交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)が 適用されることをふまえて、車道通行の原則、車道は左側通行、歩 道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」に則った自転車の基本 的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法 の周知と遵守の徹底を促す取組を推進する。
- 2 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化をふまえた着用の徹底に向けた広報啓発を推進する。
- 3 安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組を推進する。

自転車の違反行為に「青切符」! (令和8年4月1日から適用)

- 対象者 16歳以上の自転車利用者
- 2 主な違反に対する反則金について

ながら運転 12,000円 7,000円 (信号無視 6,000円 一時不停止 5,000円 制動装置不良運転 5,000円 無灯火運転 5,000円 二人乗り・並進 3,000円

■重点4 家庭から交通安全の輪をひろげよう

- 1 毎月1日の「一宮市交通安全デー」や、10日・20日・30日の「交通事故死ゼロの日」には、身近な交通事故を話題にし、家族みんなで話し合い「わが家の交通安全宣言」を行う。
- 2 家族が外出するときは「交通安全」のひと声をかける。
- 3 ながらスマホの危険性について周知しあう。

運転者が

スマホに気を取られていると…

時速 60km で 走行した場合、 2 秒間で 約 33.3mも 進みます



運動の進め方

市や教育委員会、学校、地域交通安全会、各事業所、警察署、その他の各実施機関・ 団体は、相互に緊密な連絡をとり、運動の周知徹底、重点施策の達成に努めます。 また、それぞれの実情に即した組織的、継続性のある具体的な運動計画を立て、 組織全体にこの運動の趣旨が浸透するよう実施します。



各実施機関・団体の運動計画

■一宮市

1 広報などによるPR

市広報や広報用ディスプレイ等により、交通安全運動の周知徹底と交通安全意識の高揚を図る。また、市の各課へ会議等開催の際に、交通安全一口広報を実施してもらうよう依頼する。

(市民協働課)

2 職員による交通安全街頭監視等の実施

一宮駅周辺を中心に、職員による交通安全街頭監視を実施し、市民の交通安全意識の高揚と交通事故防止を図る。 また、交通事故死ゼロを目指す日(9月30日)には、 広報車による市内一帯巡回広報を実施する。

(市民協働課)

3 交通安全資材等の配布

チラシや反射材など交通安全啓発資材の配布により、交通 安全の促進を図る。

(市民協働課)

4 道路環境の保全

通行の妨げになっている道路上にはみ出した民地の樹木 等の適切な管理を依頼し、安全な道路環境の保全を図る。

(道水路管理課)

5 高齢者及び障害者に対する交通安全指導

高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会、老人クラブなどの組織を通じて交通安全を呼び掛けるとともに、その他の社会福祉関係団体にも運動の趣旨を周知し、交通安全意識の高揚を図る。

(福祉総務課・障害福祉課・高年福祉課)

6 保育園における交通安全事業の実施

各園や保護者会に対し、幼児が交通ルールや交通マナー の基本を習得するための組織的、計画的事業の実施を働き かける。

(保育課)

■教育委員会

1 学校における交通安全事業の実施

事故に遭わないように、児童生徒に対し交通安全運動の 趣旨を周知するとともに、交通安全の啓発のため各校に対し 組織的、計画的事業を実施するよう働きかける。

(学校教育課)

2 公民館における交通安全の啓発や事業の実施

公民館事業に参加する地域住民に対し交通安全運動の 啓発をするとともに、交通事故防止に関する事業を実施する よう公民館に働きかける。

(生涯学習課)

■学 校

1 児童生徒に交通ルールの周知徹底

正しい通行方法、交通マナーを中心とした交通安全教室を 開催するなど、基本的な交通ルールの理解に努める。

2 自転車の交通事故防止

自転車の正しい乗り方を指導するとともに、自転車の安全 点検、ヘルメットの着用、ライトの点灯などを徹底し、整備 不良車は使用させないようにする。

3 通学路の安全点検

通学路の安全性を点検し、その利用状況の把握に努めるとともに、交通安全意識の指導強化を図る。

4 地域との連携

見守り隊や地域交通安全会など、地域と学校との情報交換や連携を密にする。

■事業所など

1 自動車の安全運行や運転管理の再点検

雇主や安全運転管理者は、自動車の整備及び労務面の安全 管理を再点検し、企業一丸となって事故を起こさないよう 密める

朝礼、諸会議等の機会を利用し、子どもと高齢者の特性について指導し、「子どもと高齢者を交通事故から守る」という意識を高める。また、「飲酒運転四(し)ない運動」や「ハンドルキーパー運動」を推進する。

2 交通安全旗などの掲出

交通安全を一層促進するため、交通安全旗などを掲出し 交通安全意識の高揚を図る。

3 企業内ドライバーの運転マナーの向上 企業内ドライバーに対し、「シートベルト着用」「ゆっくり 走ろう」など安全教育を徹底し、運転マナーの向上に努める。

■地域交通安全会

- 1 町内会の各種会合を有効に活用した啓発活動を推進する。
- 2 地域住民に対し交通安全運動の趣旨を周知する。
- 3 地域の交通安全決起大会など地域に即した活動を実践し、交通安全意識の高揚を図る。
- 4 地域が一体となって「飲酒運転四(し)ない運動」を 推進する。

■幼稚園、老人クラブ、子ども会、女性の会などの団体

園児や会員が事故に遭わないように、組織を通じ交通安全 運動の趣旨を周知するとともに、それぞれの団体に即した 活動を実践し交通安全意識の高揚を図る。

■国道事務所、県建設事務所

交通標識及び歩道、路側帯など安全施設の点検ならびに 障害物の排除を促進し、交通環境を整備する。

■警察署

1 各種媒体による交通安全意識の啓蒙

チラシなどによりシートベルトの着用、スピードダウンなどのPR対策を実施し、ドライバーに交通安全を呼び掛ける。

(2)飲酒運転、暴走運転などの危険性の周知と取締り強化飲酒運転、暴走運転などは死亡事故の原因となることから、継続的な指導を行い、取締り強化を図る。

3 交通事故に直結する違反の取締り強化 交差点関連違反、横断歩行者妨害違反などの交通事故の 原因となる違反の取締り強化を図る。



今後の交通安全運動期間一覧

● 年末の交通安全市民運動期間(県内一斉)12月1日(月)~12月10日(水) ※ 馬

※ 駅前キャンペーン日 12月2日(火)

トピックス

自転車用ヘルメットの購入費用を補助します



【申請受付・問合せ】 市民協働課(本庁舎6階) 0586-28-8671



対象 者

一宮市在住で、2021~2024 年度に同補助 金の交付を受けていない方

対象ヘルメット

一宮市内の店舗で 2025 年4月1日以降に購入した、「SGマーク」等の<u>安全性の</u> <u>認証を受けた新品</u>の自転車用ヘルメット

※学校指定の通学用ヘルメットを除く

補助金額

購入費用の2分の1 (上限2,000円) ※100円未満切り捨て ※1人1個限り

申請受付期間

2026年3月31日(火)まで ※予算の範囲内で実施

申請書類

- ②領収書の写し ③請求書